

注釈・フランス家族法（16・完）

田 中 通 裕

目次

I	序説	(61巻3号)
II	民法典第1編第5章「婚姻」	(61巻3号, 4号, 62巻2号, 3号)
III	民法典第1編第13章「民事連帯協約及び内縁」	(62巻4号)
IV	民法典第1編第6章「離婚」	(63巻2号, 3号, 4号, 64巻1号)
V	民法典第1編第7章「親子関係」	(64巻2号, 3号, 4号)
VI	民法典第1編第8章「養親子関係」	(65巻2号, 3号)
VII	民法典第1編第9章「親権」	
	第1節 子の身上に関する親権	
	第1款 親権の行使	
	§ 1 一般原則	
	§ 2 離別した両親による親権の行使	
	§ 3 家族事件裁判官の関与	
	§ 4 第三者の関与	(以上, 65巻4号)
	第2款 育成扶助	(以下, 本号)
	第3款 親権の委譲	
	第4款 親権の全面的又は部分的取上げ	
	第2節 子の財産に関する親権	

第2款 育成扶助 (De l'assistance éducative)⁽¹⁾

第375条 ①未成年解放されていない未成年者の健康, 安全若しくは精神

(1) 児童の保護に関する2007年3月5日の法律第293号は, 第2款の1「家計 (budget familial) の管理に対する援助の司法的措置」を追加した (375条の9の1及び375条の9の2—省略—)。

が危険の状態にある場合、又はその教育（2007年3月5日の法律第293号）《若しくはその肉体的、感情的、知的及び社会的発達》の条件が著しく損なわれている場合には、父母共同の又はその一方の、（1987年7月22日の法律第570号）《子が委ねられた者若しくは機関）又は後見人の、未成年者自身の又は検察官の申請に基づいて、育成扶助の措置が裁判所によって命じられうる。（2007年3月5日の法律第293号）《検察官が県会の議長によって通知された場合には、検察官は、未成年者の状況が「社会活動及び家族法典」L.226条の4の適用範囲に含まれることを確認する。》裁判官は、例外的に職権で取り上げることができる。

②育成扶助の措置は、同一の親権に属する数人の子について同時に命ぜられうる。

③（1986年1月6日の法律第17号）決定は、その措置の期間を定める。ただし、その期間は、機関又は施設によって実行される育成扶助に関しては、2年を超えることができない。その措置は、理由を付した決定によって更新されうる。

④（2007年3月5日の法律第293号）《ただし、親が現状においてそのように評価される、重大で、深刻でかつ慢性的な、人間関係的かつ教育的な困難を示し、そのことが親の責任の行使におけるそれらの者の権限に長期的に影響を及ぼすときには、機関又は施設によって行使される受入れ措置が、差迫ったかつ将来の必要に適合する以上は、子がその生活場所において人間関係的、感情的、及び地理的な継続性の利益を得ることができるよう、それを超える期間について命じられうる。》

⑤《子の状況に関する報告書が、毎年、児童裁判官に送付されなければならない。》

Art. 375 Si la santé, la sécurité ou la moralité d'un mineur non émancipé sont en danger, ou si les conditions de son éducation (*L. n° 2007-293 du 5 mars 2007*) «ou de son développement physique, affectif, intellectuel et social» sont gravement compromises, des mesures d'assistance éducative peuvent être ordonnées par justice à la requête des père et mère conjointe-

ment, ou de l'un d'eux, (*L. n° 87-570 du 22 juill. 1987*) «de la personne ou du service à qui l'enfant a été confié» ou du tuteur, du mineur lui-même ou du ministère public. (*L. n° 2007-293 du 5 mars 2007*) «Dans les cas où le ministère public a été avisé par le président du conseil général, il s'assure que la situation du mineur entre dans le champ d'application de l'article L. 226-4 du code de l'action sociale et des familles.» Le juge peut se saisir d'office à titre exceptionnel.

Elles peuvent être ordonnées en même temps pour plusieurs enfants relevant de la même autorité parentale.

(*L. n° 86-17 du 6 janv. 1986*) «La décision fixe la durée de la mesure sans que celle-ci puisse, lorsqu'il s'agit d'une mesure éducative exercée par un service ou une institution, excéder deux ans. La mesure peut être renouvelée par décision motivée.»

(*L. n° 2007-293 du 5 mars 2007*) «Cependant, lorsque les parents présentent des difficultés relationnelles et éducatives graves, sévères et chroniques, évaluées comme telles dans l'état actuel des connaissances, affectant durablement leurs compétences dans l'exercice de leur responsabilité parentale, une mesure d'accueil exercée par un service ou une institution peut être ordonnée pour une durée supérieure, afin de permettre à l'enfant de bénéficier d'une continuité relationnelle, affective et géographique dans son lieu de vie dès lors qu'il est adapté à ses besoins immédiats et à venir.

«Un rapport concernant la situation de l'enfant doit être transmis annuellement au juge des enfants.»

[一] 本款には、育成扶助 (assistance éducative) に関する規定が置かれている。1958年12月23日のオルドナンスによって民法典第375条～382条に導入された育成扶助の制度は、その成立以来大いに利用されるところとなり、危険な状態にある子にとっての「通常の」法的保護形態といわれるに至った。1970年

(2) この制度が登場するに至る歴史的背景について、詳しくは、拙著『親権法の歴史と課題』(信山社, 1993年) 58頁以下を参照されたい。

6月4日の法律も、基本的にはこの制度を維持する態度をとった。

育成扶助の措置件数は、1967年には55,000件であったのが、1980年に67,000件になり、1987年には92,500件（これに対し、同年の失権件数は約500件）に増加している。さらに2008年頃には、約120,000件に至っている。

[二] 本条1項は、育成扶助の措置がとられるための要件を規定する。第1に、育成扶助の対象となるのは、未成年解放（413条の1以下参照）されていない未成年者に限られる。第2に、その未成年者が明確に危険にさらされていることである。この点につき、1958年オルドナンスの規定では、未成年者の「健康」、「安全」、「精神」、または「教育」が損なわれていることが育成扶助の要件として挙げられていたが、1970年6月4日の法律は、「教育」については、「教育の条件」と改正する（裁判官が教育そのものに介入することを避けることを目的として）とともに、それが「著しく」損なわれていることを要すると改正した。子が具体的にどのような状態にある場合にこの第2の要件が充足されるのかは、裁判所の判断に委ねられるが、肉体的危険（世話をしないこと、食べ物を与えないこと、虐待をすることなど）、精神的危険（子に愛情をかけないこと、子を混乱させるほどの両親間の激しい紛争など）、教育的危険（子を就学させないこと、子に有害な宗教団体に加入させることなど）などがありえよう。

なお、育成扶助の措置がとられるためには、「取上げ」(retrait) [第4款参照]の場合と異なり、親のフォート (faute) は必要ではない。

本条1項は、育成扶助の申請権者の範囲についても規定する。未成年者自身が申立てをすることも可能である（稀ではなく、年間900件ほどの申立てがある）。

育成扶助の手続については、民事訴訟法典第1181条以下参照。

[三] 本条は、児童の保護に関する2007年3月5日の法律第293号によって改正されている。改正の内容は、4項、5項が新たに追加されるとともに、1項にも文言が追加されたことである。1項の改正で注目されるのは、育成扶助の要件として、「その教育の条件」のほか、「その肉体的、感情的、知的及び社会的発達の条件」が著しく損なわれていることが追加されたことである。また、2007年法によって追加された4項は、（3項の規定にもかかわらず）一定の場

合には児童裁判官は機関または施設によって実行される2年を超える受入れ措置を命じることができる旨規定するに至った。

第375条の1 ①児童裁判官は、育成扶助に関するすべてについて、控訴を負担として、管轄権限を有する。

②児童裁判官は、目的とする措置への家族の賛同を得ることに常に努め、(2004年1月2日の法律第1号)《かつ、子の利益を厳格に考慮して言い渡さなければならない。》

Art. 375-1 Le juge des enfants est compétent, à charge d'appel, pour tout ce qui concerne l'assistance éducative.

Il doit toujours s'efforcer de recueillir l'adhésion de la famille à la mesure envisagée (L. n° 2004-1 du 2 janv. 2004) «et se prononcer en stricte considération de l'intérêt de l'enfant».

本条1項は、育成扶助に関しては児童裁判官(juge des enfants)が管轄権限を有することを規定する。本条2項は、児童裁判官は常に「家族の賛同」(adhésion de la famille)を得ることに努力しなければならないことを規定する。育成扶助の措置の有効性は、家族の協力にかかっているとの認識に基づく。

第375条の2 ①未成年者は、可能であるときは常に、その現在の環境において維持されねばならない。この場合には、裁判官は、資格を有する者、又は開かれた環境にある観察、教育、若しくは再教育の機関を指定し、それらに家族が遭遇する物質的又は精神的困難を克服するために家族に援助及び助言をもたらす任務を与える。その者又はその機関は、子の発達を追跡し、かつそれを裁判官に定期的に報告する任に当たる。

②(2007年3月5日の法律第293号)《裁判官が子を第1項に記される機関に委ねるときには、この機関がこのために特別に資格を与えられていることを条件として、裁判官は、この機関が子に例外的又は定期的宿泊を保証することを許可することができる。この機関がこの許可によって未成年

者を宿泊させるときには常に、この機関は遅滞なく子の親、法定代理人にこのことを知らせる。児童裁判官、県会の議長に対しても同様である。裁判官は、この宿泊に関するあらゆる不一致について申し立てられる。》

③裁判官は、また、子のその環境における維持を、普通若しくは専門の保健若しくは教育の施設に規則的に通う、(2007年3月5日の法律第293号)《場合によっては、寄宿制度のもとで》、又はある職業活動を行使する義務のような特別の義務に服せしめることができる。

Art. 375-2 Chaque fois qu'il est possible, le mineur doit être maintenu dans son milieu actuel. Dans ce cas, le juge désigne, soit une personne qualifiée, soit un service d'observation, d'éducation ou de rééducation en milieu ouvert, en lui donnant mission d'apporter aide et conseil à la famille, afin de surmonter les difficultés matérielles ou morales qu'elle rencontre. Cette personne ou ce service est chargé de suivre le développement de l'enfant et d'en faire rapport au juge périodiquement.

(L. n° 2007-293 du 5 mars 2007) «Lorsqu'il confie un mineur à un service mentionné au premier alinéa, il peut autoriser ce dernier à lui assurer un hébergement exceptionnel ou périodique à condition que ce service soit spécifiquement habilité à cet effet. Chaque fois qu'il héberge le mineur en vertu de cette autorisation, le service en informe sans délai ses parents ou ses représentants légaux ainsi que le juge des enfants et le président du conseil général. Le juge est saisi de tout désaccord concernant cet hébergement.»

Le juge peut aussi subordonner le maintien de l'enfant dans son milieu à des obligations particulières, telles que celle de fréquenter régulièrement un établissement sanitaire ou d'éducation, ordinaire ou spécialisé, (L. n° 2007-297 du 5 mars 2007) «le cas échéant sous régime de l'internat» ou d'exercer une activité professionnelle.

[一] 本条1項は、「家庭における子の維持の原則」を宣言する。子をその家庭から引き離すことが子にかなりの精神的衝撃を与えることになるという心理学の成果を踏まえ、子を家庭内に維持しながら、家庭を外からコントロール

する措置が子にとっては望ましいとの認識がその背景にある。このコントロールは、裁判官が、「資格を有する者、又は開かれた環境にある観察、教育、若しくは再教育の機関を指定し、それらに家族が遭遇する物質的又は精神的困難を克服するために家族に援助及び助言をもたらす任務を与え」、「その者又はその機関は、子の発達を追跡し、かつそれを裁判官に定期的に報告する」ことによってなされる。ここには、家族への「援助」という、この制度の本質的機能が明確に表現されている。

〔二〕本条は、児童の保護に関する2007年3月5日の法律第293号によって改正された。主たる改正点は、2007年法が本条に新しい項を設け（2項―従来は2項は3項となった）、1項に規定される機関が子を例外的または定期的に宿泊させる可能性を明記したことである。

第375条の3 ①（2007年3月5日の法律第293号）《子の保護が必要とする場合には、児童裁判官は、子を（以下の者に）委ねることを決定することができる。

- 一 他の親。
- 二 家族の他の構成員又は信頼に値する第三者。
- 三 県の児童社会援助の機関。
- 四 日中だけの又は引取りの他のあらゆる態様に応じて、未成年者の受入れについて資格を有する機関又は施設。
- 五 普通又は専門の、保健又は教育の機関又は施設。》

②ただし、これらの措置は、父母の間に離婚の申請が提出され、若しくは離婚判決が下されたとき、（2007年3月5日の法律第293号）《又は、父母の間に子に関する居所及び訪問権について裁判するために申請が提出され、若しくは判決が下されたときには、》未成年者にとって危険をもたらす性質の新たな事実が（1987年7月22日の法律第570号）《親権の行使の態様について裁判する、又は子を第三者に委ねる》判決の後に明らかになった場合にのみとられうる。これらの措置は、（1993年1月8日の法律第22号）《家族事件裁判官》が（2002年3月4日の法律第305号）《第373条の3》

の適用によっていかなる者に子を委ねるべきかを決定することについて有する権能を妨げることができない。同一の規則が別居に適用される。

Art. 375-3 (*L. n° 2007-293 du 5 mars 2007*) «Si la protection de l'enfant l'exige, le juge des enfants peut décider de le confier :

«1° A l'autre parent ;

«2° A un autre membre de la famille ou à un tiers digne de confiance ;

«3° A un service départemental de l'aide sociale à l'enfance ;

«4° A un service ou à un établissement habilité pour l'accueil de mineurs à la journée ou suivant toute autre modalité de prise en charge ;

«5° A un service ou à un établissement sanitaire ou d'éducation, ordinaire ou spécialisé.»

Toutefois, lorsqu'une requête en divorce a été présentée ou un jugement de divorce rendu entre les père et mère, (*L. n° 2007-293 du 5 mars 2007*) «ou lorsqu'une requête en vue de statuer sur la résidence et les droits de visite afférents à un enfant a été présentée ou une décision rendue entre les père et mère,» ces mesures ne peuvent être prises que si un fait nouveau de nature à entraîner un danger pour le mineur s'est révélé postérieurement à la décision (*L. n° 87-570 du 22 juill. 1987*) «statuant sur les modalités de l'exercice de l'autorité parentale ou confiant l'enfant à un tiers». Elles ne peuvent faire obstacle à la faculté qu'aura le (*L. n° 93-22 du 8 janv. 1993*) «juge aux affaires familiales» de décider, par application (*L. n° 2002-305 du 4 mars 2002*) «de l'article 373-3», à qui l'enfant devra être confié. Les mêmes règles sont applicables à la séparation de corps.

[一] 前条が規定するように、子は原則として、その現在の環境において維持されなければならない。しかし、それが子にとって常に最善とは限らない。子を家族から引き離すことが必要な場合もある。そこで本条は、裁判官が第1項に掲げる者に子を委ねることを決定することができることを規定する。

[二] ところで、育成扶助の措置をとる児童裁判官の管轄権限と、離婚に際して親権の行使の態様について裁判する家族事件裁判官のそれとの衝突の問題
118(592) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

が生じうる。本条2項は、離婚の申立てまたは離婚判決があった場合の児童裁判官の管轄権限を、「未成年者にとって危険をもたらす性質の新たな事実が」、家族事件裁判官による「親権の行使の態様についての（または子を第三者に委ねる）判決の後に明らかになった場合」に限定することによって、問題解決を図った。これにより、家族事件裁判官による離婚後の親権行使の態様についての決定を変更させるために、父母の一方が濫用的に児童裁判官に（本条の規定する）措置を申し立てることを避けることができるのである。

[三] 本条は、児童の保護に関する2007年3月5日の法律第293号によって改正された。まず、本条1項では、「子をその現在の環境から取り上げることが必要な場合には」との規定が、「子の保護が必要とする場合には」と改正され、子が委ねられる者として1号から5号までが列挙される。1・2号は旧規定と同一であり、3号は旧規定の4号と、5号は旧規定の3号と同じである。4号には新たに「未成年者の受入れについて資格を有する機関又は施設」が追加された。次に本条2項では、「又は、父母の間に子に関する居所及び訪問権について裁判するために申請が提出され、若しくは判決が下されたときには」との文言が追加されている。

第375条の4 ①前条第1号、(2007年3月5日の法律第293号)《第2号、第4号及び第5号》に定められた場合においては、裁判官は、資格を有する者、又は開かれた環境にある観察、教育、若しくは再教育の機関を、(1987年7月22日の法律第570号)《子が委ねられた者あるいは機関》並びに家族に援助及び助言をもたらし、子の発達を追跡する任に当てることができる。

②すべての場合において、裁判官は、第375条の2(2007年3月5日の法律第293号)《第3項》と同一の態様を子の引渡しに付与することができる。裁判官は、また、子の状況について定期的に報告がなされることを決定することができる。

Art. 375-4 Dans les cas spécifiés aux 1°, (L. n° 2007-293 du 5 mars 2007) «2°, 4° et 5°» de l'article précédent, le juge peut charger, soit une

personne qualifiée, soit un service d'observation, d'éducation ou de rééducation en milieu ouvert d'apporter aide et conseil (L. n° 87-570 du 22 juill. 1987) «à la personne ou au service à qui l'enfant a été confié» ainsi qu'à la famille et de suivre le développement de l'enfant.

Dans tous les cas, le juge peut assortir la remise de l'enfant des mêmes modalités que sous l'article 375-2, (L. n° 2007-293 du 5 mars 2007) «troisième» alinéa. Il peut aussi décider qu'il lui sera rendu compte périodiquement de la situation de l'enfant.

本条は、子が前条1項の1号から5号のうち3号の児童社会援助機関以外に委ねられた場合に、裁判官が本条の規定する者（機関）に子が委ねられた者（機関）・家族に対する援助・助言を与える任務を負わせることができることなどを規定する。

第375条の5 ①裁判官は、仮に、ただし控訴を負担として、訴訟の間に、受け入れ若しくは観察センターへの未成年者の仮の引渡しを命じ、又は第375条の3及び第375条の4に規定される措置の一つをとることができる。

②緊急の場合には、未成年者が発見された地の共和国検事は、管轄権限を有する裁判官に8日以内に申し立てることを負担として、同一の権限を有する。裁判官は、その措置を維持し、変更し、又は撤回する。(2007年3月5日の法律第293号) «子の状況がそれを許す場合には、共和国検事は、子の利益がそれを要求する場合にそれらを留保することは別として、親の通信・訪問・宿泊の権利の性質及び頻度を定める。»

Art. 375-5 A titre provisoire, mais à charge d'appel, le juge peut, pendant l'instance, soit ordonner la remise provisoire du mineur à un centre d'accueil ou d'observation, soit prendre l'une des mesures prévues aux articles 375-3 et 375-4.

En cas d'urgence, le procureur de la République du lieu où le mineur a été trouvé a le même pouvoir, à charge de saisir dans les huit jours le juge

compétent, qui maintiendra, modifiera ou rapportera la mesure. (*L. n° 2007-293 du 5 mars 2007*) «Si la situation de l'enfant le permet, le procureur de la République fixe la nature et la fréquence du droit de correspondance, de visite et d'hébergement des parents, sauf à les réserver si l'intérêt de l'enfant l'exige.»

本条は、本条に規定される一定の措置が、手続の途中でも、暫定的措置としてとられうることなどを規定する。

第375条の6 育成扶助に関する裁判は、いつでも、あるいは職権で、あるいは父母共同の、又はその一方の、(1987年7月22日の法律第570号)《子が委ねられた者あるいは機関の》又は後見人の、未成年者自身の又は検察官の申請に基づき、裁判官によって変更され又は撤回されうる。

Art. 375-6 Les décisions prises en matière d'assistance éducative peuvent être, à tout moment, modifiées ou rapportées par le juge qui les a rendues soit d'office, soit à la requête des père et mère conjointement, ou de l'un d'eux, (*L. n° 87-570 du 22 juill. 1987*) «de la personne ou du service à qui l'enfant a été confié» ou du tuteur, du mineur lui-même ou du ministère public.

本条は、育成扶助の措置が暫定的性質を有し、いつでも変更・撤回されうることを規定する。

第375条の7 (2007年3月5日の法律第293号) ①育成扶助の措置の利益を受ける子の父母は、この措置と相反しない親権のすべての属性を行使し続ける。父母は、この措置の期間中は、児童裁判官の許可なしには子を未成年解放することはできない。

②第373条の4及び親権の所持者の同意なしに日常的でない行為を実行することを第三者に許可する特別の規定を別にして、児童裁判官は、例外的に、子の利益がそれを正当化するすべての場合において、子が委ねられた

者、機関又は施設に、親権の所持者の濫用的若しくは正当化されない拒否又は懈怠があったときには、請求者がこの措置の必要性の証明をもたらすことを条件に、親権に属する行為を行使することを許可することができる。

③子の受入れの場所は、子の利益のために、さらには両親又はその一方による訪問並びに宿泊の権利の行使及び第371条の5の適用によるその兄弟姉妹との関係の維持を容易にするために探し求められなければならない。

④子がある者又は施設に委ねることが必要であった場合には、両親は、通信の権利並びに訪問及び宿泊の権利を保持する。裁判官は、その態様を定め、子の利益がそれを要求する場合には、これらの権利又はそれらの一つの行使が一時的に停止されることを決定することができる。裁判官は、同様に、両親又はその一方の訪問の権利が、子が委ねられる施設又は機関によって指定される第三者の立会いのもとにおいてしか行使されえないことを決定することができる。

⑤子の状況がそれを許す場合には、裁判官は、訪問及び宿泊の権利の性質及び頻度を定め、さらには、それらの行使の条件が親権者と子が委ねられる者、機関又は施設との間で、その際に裁判官に交付される文書において、共同で取り決められることを決定することができる。不一致の場合には、裁判官に申立てがなされる。

⑥裁判官は、子の利益を考慮して子の受入れの態様を決定することができる。子の利益がそれを必要とする場合、又は危険の場合には、裁判官は、受入れの場所を秘することを決定する。

Art. 375-7 (*L. n° 2007-293 du 5 mars 2007*) Les père et mère de l'enfant bénéficiant d'une mesure d'assistance éducative continuent à exercer tous les attributs de l'autorité parentale qui ne sont pas inconciliables avec cette mesure. Ils ne peuvent, pendant la durée de cette mesure, émanciper l'enfant sans autorisation du juge des enfants.

Sans préjudice de l'article 373-4 et des dispositions particulières autorisant un tiers à accomplir un acte non usuel sans l'accord des détenteurs de l'autorité parentale, le juge des enfants peut exceptionnellement, dans tous les

cas où l'intérêt de l'enfant le justifie, autoriser la personne, le service ou l'établissement à qui est confié l'enfant à exercer un acte relevant de l'autorité parentale en cas de refus abusif ou injustifié ou en cas de négligence des détenteurs de l'autorité parentale, à charge pour le demandeur de rapporter la preuve de la nécessité de cette mesure.

Le lieu d'accueil de l'enfant doit être recherché dans l'intérêt de celui-ci et afin de faciliter l'exercice du droit de visite et d'hébergement par le ou les parents et le maintien de ses liens avec ses frères et sœurs en application de l'article 371-5.

S'il a été nécessaire de confier l'enfant à une personne ou un établissement, ses parents conservent un droit de correspondance ainsi qu'un droit de visite et d'hébergement. Le juge en fixe les modalités et peut, si l'intérêt de l'enfant l'exige, décider que l'exercice de ces droits, ou de l'un d'eux, est provisoirement suspendu. Il peut également décider que le droit de visite du ou des parents ne peut être exercé qu'en présence d'un tiers désigné par l'établissement ou le service à qui l'enfant est confié.

Si la situation de l'enfant le permet, le juge fixe la nature et la fréquence des droits de visite et d'hébergement et peut décider que leurs conditions d'exercice sont déterminées conjointement entre les titulaires de l'autorité parentale et la personne, le service ou l'établissement à qui l'enfant est confié, dans un document qui lui est alors transmis. Il est saisi en cas de désaccord.

Le juge peut décider des modalités de l'accueil de l'enfant en considération de l'intérêt de celui-ci. Si l'intérêt de l'enfant le nécessite ou en cas de danger, le juge décide de l'anonymat du lieu d'accueil.

[一] 本条は、育成扶助の親権への影響について、育成扶助の措置がとられても、父母は「この措置と相反しない親権のすべての属性を行使し続ける」との原則を宣言する。育成扶助は親権者に対する制裁ではなく、子の利益保護のために単に親権行使の態様をコントロールするにすぎないのである。子が父母から取り上げられる場合でも、父母に通信権、訪問・宿泊権を保持させ、父母

と子との関係の維持が図られている。

育成扶助の措置がとられても親権行使に影響を及ぼさないのが原則であるが、本条は父母が児童裁判官の許可なしに子を未成年解放することを禁止する。子が危険な状態にあるのに、父母が未成年解放によってその義務を免れることを避けるのがその趣旨である。

[二] 本条は、児童の保護に関する2007年3月5日の法律第293号によって、全面的に改正された。以下は、改正前の規定である。

「①育成扶助の措置がとられた子の父母は、子についての親権を保持し、その措置の適用と相反しないすべての属性を行使する。父母は、育成扶助の措置が適用されている限り、児童裁判官の許可なしには子を未成年解放することはできない。

②子をその両親のもと以外に置くことが必要であった場合には、両親は、通信の権利及び訪問の権利を保持する。裁判官は、その態様を定め、子の利益がそれを要求する場合には、それらの権利又はその一つの行使が仮に停止されることを決定することができる。裁判官は、両親又はその一方による訪問の権利の行使をできる限り容易にするために、子の預け入れの場所が捜し求められなければならないことを指示することができる。⁽³⁾」

第375条の8 育成扶助の措置の対象となった子の養育及び教育の費用は、引き続きその父母並びに扶養料が要求されうる尊属に課せられる。ただし、裁判官は、その全部又は一部を免除する権限を有する。

Art. 375-8 Les frais d'entretien et d'éducation de l'enfant qui a fait l'objet d'une mesure d'assistance éducative continuent d'incomber à ses père et mère ainsi qu'aux ascendants auxquels des aliments peuvent être réclamés,

(3) 2010年7月9日の法律第293号は、本条に次のような7項を追加した。

⑦第375条の2、375条の3又は375条の5を適用する場合には、裁判官は、子の領土外への連出しを禁止することもできる。この決定は、禁止の期間を定める。この期間は、2年を超えることができない。この領土外への連出しの禁止は、共和国検事によって検索される個人情報ファイルに記載される。

sauf la faculté pour le juge de les en décharger en tout ou en partie.

本条は、育成扶助の措置の対象となった子の養育費が、原則として引き続き父母等に課せられることを規定する。

第375条の9 (2002年3月4日の法律第303号) ①第375条の3 (2007年3月5日の法律第293号) 《第5号》に基づき、精神的障害を理由に入院した者を受け入れる施設に未成年者を委ねる裁判は、その施設の外部の医師の詳細な医学的意見の後に命ぜられる。その期間は、15日を超えることができない。

②その措置は、受入れ施設の精神科医の一致した医学的意見の後に更新される。この期間は、1カ月を超えることができない。それは、さらに更新される。

Art. 375-9 (*L. n° 2002-303 du 4 mars 2002*) La décision confiant le mineur, sur le fondement du (*L. n° 2007-293 du 5 mars 2007*) «5°» de l'article 375-3, à un établissement recevant des personnes hospitalisées en raison de troubles mentaux, est ordonnée après avis médical circonstancié d'un médecin extérieur à l'établissement, pour une durée ne pouvant excéder quinze jours.

La mesure peut être renouvelée, après avis médical conforme d'un psychiatre de l'établissement d'accueil, pour une durée d'un mois renouvelable.

本条は、第375条の3第5号に基づき精神的障害 (troubles mentaux) を理由に入院した者を受け入れる施設に未成年者を委ねる場合についての特別の規定である。

第3款 親権の委譲 (De la délégation de l'autorité parentale)

第376条 親権についてのいかなる放棄も、いかなる譲渡も、それが以下に定められる場合に判決によるのでなければ、効果を有することができな

い。

Art. 376 Aucune renonciation, aucune cession portant sur l'autorité parentale, ne peut avoir d'effet, si ce n'est en vertu d'un jugement dans les cas déterminés ci-dessous.

本条以下(376条～377条の3)には、親権の委譲(délégation de l'autorité parentale)に関する規定が置かれている。親権委譲の制度は、1889年7月24日の法律による「父権の任意移転の制度」(transfert volontaire de la puissance paternelle)を、1970年6月4日の法律が民法典に編入・整備したものである。

フランス法においては、伝統的に、親権の帰属をめぐる規定は公序に関するものであり、親権を任意に処分することはできないとの原則が存在した(親権の非譲渡性)。本条は、この原則を確認した上で、以下に規定される場合に限って、判決によってこの原則に制約が加えられうることを規定する。

第376条の1 (1993年1月8日の法律第22号)《家族事件裁判官》は、(1987年7月22日の法律第570号)《親権の行使の態様若しくは未成年子の育成について裁判することを求められるとき、又は子を第三者に委ねることを決定するときには》、父母がその問題について自由にそれらの者の間で締結することができた協定を考慮することができる。ただし、それらの者の一方が、その同意を撤回することをその者に許すような重大な理由を証明する場合には、この限りでない。

Art. 376-1 Un (L. n° 93-22 du 8 janv. 1993) «juge aux affaires familiales» peut, quand il est appelé à (L. n° 87-570 du 22 juill. 1987) «statuer sur les modalités de l'exercice de l'autorité parentale ou sur l'éducation d'un enfant mineur ou quand il décide de confier l'enfant à un tiers», avoir égard aux pactes que les père et mère ont pu librement conclure entre eux à ce sujet, à moins que l'un d'eux ne justifie de motifs graves qui l'autoriseraient à révoquer son consentement.

本条は、親権の非譲渡性の原則(⇒376条参照)にもかかわらず、裁判官が、126(600) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

父母間の親権の行使，子の育成についての合意・協定を考慮することを認める規定である。次条以下に規定される親権の委譲（*délégation de l'autorité parentale*）も，親権の非譲渡性の原則に対する例外としての性質を有する。

第377条（2002年3月4日の法律第305号）①父母は，状況がそれを要求するときは，親権の行使の全部又は一部を，第三者，家族の構成員，信頼に値する近親者，子の引取りのために認可された施設，又は県の児童社会援助機関に委譲するために，共同して又は個別に裁判官に申し立てることができる。

②明白な無関心の場合又は両親が親権の全部又は一部を行使することが不可能な場合には，子を引き取った個人，施設，又は県の児童社会援助機関は，同様に，親権の行使を全面的に又は部分的に委譲してもらうために裁判官に申し立てることができる。

③本条が適用されるすべての場合において，両親は審理に召喚されなければならない。子が育成扶助の対象となっているときは，親権の委譲は，児童裁判官の意見の後にしか介入できない。

Art. 377 (*L. n° 2002-305 du 4 mars 2002*) Les père et mère, ensemble ou séparément, peuvent, lorsque les circonstances l'exigent, saisir le juge en vue de voir déléguer tout ou partie de l'exercice de leur autorité parentale à un tiers, membre de la famille, proche digne de confiance, établissement agréé pour le recueil des enfants ou service départemental de l'aide sociale à l'enfance.

En cas de désintérêt manifeste ou si les parents sont dans l'impossibilité d'exercer tout ou partie de l'autorité parentale, le particulier, l'établissement ou le service départemental de l'aide sociale à l'enfance qui a recueilli l'enfant peut également saisir le juge aux fins de se faire déléguer totalement ou partiellement l'exercice de l'autorité parentale.

Dans tous les cas visés au présent article, les deux parents doivent être appelés à l'instance. Lorsque l'enfant concerné fait l'objet d'une mesure

d'assistance éducative, la délégation ne peut intervenir qu'après avis du juge des enfants.

[一] 本条は、親権の委譲 (délégation de l'autorité parentale), とくにその要件について規定する。親権の委譲は、親権行使の全部又は一部を第三者 (個人・施設) へ移転する制度である。この制度は、1889年7月24日の法律による「父権の任意移転の制度」(transfert volontaire de la puissance paternelle) を起源とし、1970年6月4日の法律が民法典に規定するに至ったものである。2002年3月4日の法律によって、大きな改正がなされている。

[二] 親権の委譲には、いわゆる「任意的委譲」(délégation volontaire) と「強制的委譲」(délégation forcée) がある。本条1項は、任意的委譲について規定する。任意的委譲では、状況がそれを要求する場合に、父母の請求に基づき、親権の行使が個人・施設に委譲される。親権行使の全部の委譲のみならず、一部の委譲も可能である。父母が全部の委譲を望んでいる場合に裁判官が一部のそれしか認めないこと (ないしはその逆) が許されるのかの問題がある。この点については、委譲は判決を前提とはするが、親の意思がその基礎となっていることを理由に否定するべきであると解されている。

本条1項の規定する「状況がそれを要求するとき」には、親が経済的理由、健康状態などによって子を育てることができない場合が該当する。また、子の育成に参加する親のパートナーに法的地位を与える必要がある場合もそれに該当すると考えられている。破毀院判決 (Civ. 1^{re}, 24 févr. 2006, D. 2006. 897) には、「民法典377条1項は、状況がそれを要求し、かつその措置が子の最善の利益に合致するときには、唯一親権を有する者である母がその行使の全部又は一部を彼女と安定的かつ継続的な結合で生活する女性に委譲することを禁止するものではない」と判示するものがある。

父母の一方のみによる請求も可能であるが、その場合には他方の親は審理に召喚される (本条3項)。両親が共同で親権を行使している場合には、他方の反対は委譲を妨げることになる。一方による単独行使の場合には、他方はその監督権 (⇒373条の2の1・3項) を根拠に委譲に反対することはできるが、その反対は裁判官を拘束しない。

[三] 本条2項は、強制的委譲について規定する。強制的委譲では、両親が子に無関心な場合または親権の全部もしくは一部を行使することが不可能な場合に、子を引き取った個人・施設の請求に基づき、それらの者に親権の行使が委譲される。本条2項の「無関心」に該当するかどうかについて、否定例には、「父が投獄されたにもかかわらず、(子が刑務所に面会に来て)子との関係が維持されている」事例、「両親が常に訪問権を行使している(両親は子の受入れ家族に敵意を表しているが、その点は重要ではないとする)」事例などがある。他方、肯定例には、「父が8年の間、子とのいかなる関係もたず、扶養料も支払わなかった」事例、「母が訪問権を全く行使せず、自分の手元への子の返還を要求するも、それが子にとって真の利益である証明が不十分であるとする」事例などがある。「(親権行使の)不可能」に該当するのは、親が不在の場合、障害のため意思を表明できない場合などである。

[四] 親権を委譲する判決が下っても、委譲の対象は親権の「行使」のみであって、親権を委譲した親も依然として親権者のままである。親権を委譲した親が、養子縁組に同意する権利を失わないことについては⇒377条の3参照。親権行使の全部を委譲された者は、子の不法行為によって惹起された損害について責任を負う(1384条4項参照)。

[五] 親権の委譲の対象となる子の年齢は「16歳未満」とされていたが、2002年3月4日の法律はこのような年齢に関する要件を撤廃し、16歳以上の未成年者にも適用を拡大した⁽⁴⁾。

第377条の1 (2002年3月4日の法律第305号) ①親権の全面的な又は部分的な委譲は、家族事件裁判官によって下される判決から生じる。
②ただし、委譲の判決は、子の育成の必要のために、父母又はその一方が親権の行使の全部又は一部を被委譲者である第三者と分担することを定めることができる。分担は、両親が親権を行使する限りにおいて、両親又はその一方の同意を必要とする。第372条の2の推定は、委譲者の一方又は

(4) 2010年7月9日の法律第769号は、本条2項の申立てができる者に「家族の構成員」を追加した。

双方及び被委譲者によって遂行される行為に関して適用される。

③裁判官は、親権の分担された行使が作り出しうる困難について、両親、その一方、被委譲者又は検察官によって申し立てられうる。裁判官は、第373条の2の11の規定に従って裁判する。

Art. 377-1 (L. n° 2002-305 du 4 mars 2002) La délégation, totale ou partielle, de l'autorité parentale résultera du jugement rendu par le juge aux affaires familiales.

Toutefois, le jugement de délégation peut prévoir, pour les besoins d'éducation de l'enfant, que les père et mère, ou l'un d'eux, partageront tout ou partie de l'exercice de l'autorité parentale avec le tiers délégataire. Le partage nécessite l'accord du ou des parents en tant qu'ils exercent l'autorité parentale. La présomption de l'article 372-2 est applicable à l'égard des actes accomplis par le ou les délégants et le délégataire.

Le juge peut être saisi des difficultés que l'exercice partagé de l'autorité parentale pourrait générer par les parents, l'un d'eux, le délégataire ou le ministère public. Il statue conformément aux dispositions de l'article 373-2-11.

[一] 本条は、親権の委譲につき、それが家族事件裁判官の判決から生じること（親権の委譲の手続については、民事訴訟法典1202条以下参照）、委譲者と被委譲者との間での親権行使の「分担」(partage)が可能であることなどを規定する。

[二] 委譲者(délégant)と被委譲者(délégataire)の親権行使の分担制度は、2002年3月4日の法律によって新設された。それまでは親権委譲の効果には、親権行使の全部または一部が被委譲者に移転し、委譲者はその限りで親権の行使を奪われるという形態[移転委譲(délégation-transfert)](⇒377条)しか存在しなかったが、2002年法は、本条2項に委譲者が被委譲者と親権行使を分担する形態[分担委譲(délégation-partage)]を新たに導入したのである。このような制度の新設によって、親と第三者(継親など)が共同で子の親権を行使することが可能になった。

たとえば、父母の一方が親権の行使を被委譲者である第三者と分担する場合には、委譲者たる親の同意のみならず他方の親（親権を行使している限り）の同意も必要である。したがって、この場合には、親権は三者（父、母、および被委譲者）によって行使されることになる。

[三] 日常的行為については、委譲者、被委譲者のそれぞれが単独で行うことができるが（372条の2の準用—本条2項）、重要な行為については、親権を行使する者全員の合意が必要である。分担委譲の場合には不一致が生じやすいが、その場合には裁判官が373条の2の11の規定に従って判断する（本条3項）。被委譲者は、子の不法行為によって惹起された損害について責任を負わない（1384条4項参照）。被委譲者は、子の養育費分担義務を負担しないし（⇒371条の2）、財産管理権も有しない。

第377条の2 ①委譲は、すべての場合に、新たな状況が証明されるなら、新たな判決によって終了し、又は移管されうる。

②子の返還が父母に認められる場合に、（1993年1月8日の法律第22号）《家族事件裁判官》は、父母が困窮者でないときには、養育の費用の全部又は一部の返還をそれらの者に負わせる。

③2002年3月4日の法律第305号により削除

Art. 377-2 La délégation pourra, dans tous les cas, prendre fin ou être transférée par un nouveau jugement, s'il est justifié de circonstances nouvelles.

Dans le cas où la restitution de l'enfant est accordée aux père et mère, le (*L. n° 93-22 du 8 janv. 1993*) «juge aux affaires familiales» met à leur charge, s'ils ne sont indigents, le remboursement de tout ou partie des frais d'entretien.

Al. 3 abrogé par L. n° 2002-305 du 4 mars 2002.

本条1項は、親権の委譲が暫定的性質を有し、「新たな状況」（*circonstances nouvelles*）が証明される場合には、終了・移管されうることを規定する。たとえば、その親権を委譲した母が、その職業的かつ精神的状況が安定したことを証明して子の返還を求めることができる。親権の委譲が終了しても、子の利

益がそれを要求する場合には、かつての被委託者が371条の4に基づいて訪問・宿泊の権利を得ることは可能である。

第377条の3 未成年者の養子縁組に同意する権利は、委託されない。
Art. 377-3 Le droit de consentir à l'adoption du mineur n'est jamais délégué.

本条は、縁組同意権が委託の対象とはなりえないことを規定する。

第4款 親権の全面的又は部分的取上げ (De retrait total ou partiel de l'autorité parentale)

第378条 ①あるいは、子の身上に対して犯された重罪又は軽罪の正犯、共同正犯又は共犯として、あるいは、その子によって犯された重罪又は軽罪の共同正犯又は共犯として有罪判決を受ける父母は、刑事判決の明示の条項によって、親権を(1996年7月5日の法律第604号)《全面的に取り上げられ》うる。

②(1996年7月5日の法律第604号)《この取上げは》、父母以外の尊属に、その卑属についてそれらの者に帰属しうる親権の一部に関して、適用される。

Art. 378 Peuvent (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «se voir retirer totalement» l'autorité parentale par une disposition expresse du jugement pénal les père et mère qui sont condamnés, soit comme auteurs, coauteurs ou complices d'un crime ou délit commis sur la personne de leur enfant, soit comme coauteurs ou complices d'un crime ou délit commis par leur enfant.

(*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «Ce retrait» est applicable aux ascendants autres que les père et mère pour la part d'autorité parentale qui peut leur revenir sur leurs descendants.

[一] 本条以下(378条~381条)には、「親権の全面的又は部分的取上げ」

についての規定が置かれる。この「親権の取上げ」(retrait de l'autorité parentale)制度は、「育成扶助」,「親権の委譲」と並んで、親権者による親権行使に対する国家的コントロールの制度の一つである[この制度は、他の二つと異なり、親権者のフォート(faute)をその条件とする]。この制度は、1889年7月24日の「虐待され、精神的に遺棄された子の保護に関する法律」によって創設された「失権(déchéance)制度」をその起源とする。その後、1970年6月4日の法律によって、「親権の失権及び一部取上げ」制度として民法典の中に(第9章第2節第4款)規定されるに至る。失権制度は、当初の制裁的色彩を弱め、次第に子の保護のための措置としての機能を強めていった。1996年7月5日の法律は、このような動向を踏まえ、従来の「失権」から、「親権の取上げ」に名称変更した。

[二] 親権が取り上げられる場合には、刑事判決による場合と民事判決による場合とがあるが、本条はそのうちの前者について規定する。なお、1970年法までは、一定の事由によって当然に発生する失権(強制的失権)制度が存在していたが、1970年法によって⁽⁵⁾廃止された。

[三] 父母以外の直系尊属である祖父母もその孫についての親権を有しないことから、本条2項が何を規定しているのか疑問もあるが、たとえば、祖父母によって本条1項に規定される犯罪行為がなされた場合に、それらの者が孫の婚姻に対する同意権(⇒150条)を否定される、孫との関係を維持することを拒否される(⇒371条の4)ところなどにその実際上の意義があると解せられる。

第378条の1 ①(1996年7月5日の法律第604号)《あるいは、虐待によって、あるいは、アルコール飲料の常習的かつ過度の消費又は麻薬の使用によって、あるいは、公然の不行跡又は違法な行動によって》、あるいは、配慮の欠如又は指導の不足によって、子の安全、健康又は精神を明らかに危険にさらす《父母は、刑事的有罪判決とは別に、親権を全面的に取り上

(5) 2010年7月9日の法律第769号は、本条1項に、《あるいは、他方の親の身上に対する重罪の正犯、共同正犯又は共犯として》を追加するなどの改正を行っている。

げられうる。》

②育成扶助の措置が子に関してとられている場合には、第375条の7がその者に委ねた権利を行使すること及び義務を履行することを2年以上故意に怠った父母は、同様に、(1996年7月5日の法律第604号)《親権を全面的に取り上げられ》うる。

③(1996年7月5日の法律第604号)《親権の全面的取上げ》の訴えは、あるいは、検察官によって、あるいは、家族の構成員又は子の後見人によって、大審裁判所に提起される。

Art. 378-1 (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «Peuvent se voir retirer totalement l'autorité parentale, en dehors de toute condamnation pénale, les père et mère qui, soit par de mauvais traitements, soit par une consommation habituelle et excessive de boissons alcooliques ou un usage de stupéfiants, soit par une inconduite notoire ou des comportements délictueux,» soit par un défaut de soins ou un manque de direction, mettent manifestement en danger la sécurité, la santé ou la moralité de l'enfant.

Peuvent pareillement (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «se voir retirer totalement l'autorité parentale», quand une mesure d'assistance éducative avait été prise à l'égard de l'enfant, les père et mère qui, pendant plus de deux ans, se sont volontairement abstenus d'exercer les droits et de remplir les devoirs que leur laissait l'article 375-7.

L'action (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «en retrait total de l'autorité parentale» est portée devant le tribunal de grande instance, soit par le ministère public, soit par un membre de la famille ou le tuteur de l'enfant.

親権が取り上げられる場合には、刑事判決による場合と民事判決による場合とがあるが、本条はそのうちの後者について規定する（前者については⇒378条）。

本条1項は、民事判決による親権の全面的取上げの原因について規定する（1996年7月5日の法律が、1970年法による旧規定について若干の改正を行っている）。親権が取り上げられるためには、本条1項に規定される父母の一定
134(608) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

の行為によって、子の安全、健康、または精神が明らかに危険にさらされる必要がある。この明らかな危険は、裁判所が決定を下す時に存在しなければならぬ。

本条2項は、育成扶助（⇒375条以下）の措置の対象となっている子の父母の親権の全面的取上げについて規定する。

本条3項は、大審裁判所（tribunal de grande instance）が親権の取上げに関する管轄権限を有すること、およびその訴えを提起できるのは検察官、家族の構成員、子の後見人であることを規定する（親権の取上げの手続については、民事訴訟法典1202条以下参照）。子の出生以来、育成扶助の措置によって子が委ねられている自然人・法人も、訴えを提起できる。しかし、母の内縁の夫は訴えを提起できない（判例）。

第379条 ①前二条のうちの一つによって言い渡される親権の全面的取上げは、親権に結合した財産上並びに身上の、すべての属性に当然に及ぶ。他の決定のない限り、それは、判決時にすでに出生しているすべての未成年子に及ぶ。

②親権の全面的取上げは、第205条から第207条の適用を除外して、子のために扶養義務の免除をもたらす。ただし、取上げの判決に反対の条項のある場合は、この限りでない。

Art. 379 (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) Le retrait total de l'autorité parentale prononcé en vertu de l'un des deux articles précédents porte de plein droit sur tous les attributs, tant patrimoniaux que personnels, se rattachant à l'autorité parentale; à défaut d'autre détermination, il s'étend à tous les enfants mineurs déjà nés au moment du jugement.

Il emporte, pour l'enfant, dispense de l'obligation alimentaire, par dérogation aux articles 205 à 207, sauf disposition contraire dans le jugement de retrait.

本条1項は、親権の取上げは原則として全面的であり、親権のすべての属性（attributs）に及ぶことを規定する（部分的取上げが可能なことは⇒379条の1）。全面的に親権を取り上げられた親は、子の教育、健康、監督に関する決定に参

加することができない。養子縁組に同意する権利（⇒348条の2参照）、未成年解放する権利、婚姻同意権、財産管理権、法定収益権も失う。子の不法行為によって惹起された損害についても、責任を負わない。しかし、養育分担義務は残ると解するのが通説である（取上げの制裁的性質、保護的性質のいずれからしても、父母が子に対する養育の義務を免れることを正当化しえないことを理由とする）。親子関係そのもの、相続資格（相続欠格になる場合は別にして）も失わない。なお、親権の取上げの効果は、それ以後に出生した子には及ばない。

本条2項は、原則として、親権を取り上げられた親に対する子の扶養義務が免除されることを規定する。

第379条の1（1996年7月5日の法律第604号）判決は、全面的取上げに代えて、その判決が特定する属性に制限された親権の部分的取上げを言い渡すにとどまることができる。判決は、また、親権の全面的又は部分的取上げがすでに出生した特定の子に対してのみ効力を有することを決定することができる。

Art. 379-1 (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) Le jugement peut, au lieu du retrait total, se borner à prononcer un retrait partiel de l'autorité parentale, limité aux attributs qu'il spécifie. Il peut aussi décider que le retrait total ou partiel de l'autorité parentale n'aura d'effet qu'à l'égard de certains des enfants déjà nés.

親権の取上げは原則として全面的であるが（⇒379条）、本条は親権の部分的取上げも可能であることを規定する。また、親権の取上げの効果は判決時にすでに出生しているすべての子に及ぶのが原則であるが（⇒379条）、特定の子のみにそれを及ぼすことも可能である。

第380条 ①（1996年7月5日の法律第604号）《親権の》又は監護権の《全面的又は部分的取上げ》を言い渡すときには、受訴裁判所は、他の親が死亡し又はその者が親権の行使を失っている場合には、あるいは、その

子のために後見の編成を申請することを負担として（1987年7月22日の法律第570号）《子が仮に委ねられる第三者を指定し》，あるいは，子を県の児童社会援助機関に委ねなければならない。

②受訴裁判所は，親権が他方に対して（1996年7月5日の法律第604号）《言い渡された親権の全面的取上げ》の効果によって親の一方に帰属するときも，同一の措置をとることができる。

Art. 380 En prononçant (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «le retrait total ou partiel de l'autorité parentale ou» du droit de garde, la juridiction saisie devra, si l'autre parent est décédé ou s'il a perdu l'exercice de l'autorité parentale, soit (*L. n° 87-570 du 22 juill. 1987*) «désigner un tiers auquel l'enfant sera provisoirement confié» à charge pour lui de requérir l'organisation de la tutelle, soit confier l'enfant au service départemental de l'aide sociale à l'enfance.

Elle pourra prendre les mêmes mesures lorsque l'autorité parentale est dévolue à l'un des parents par l'effet (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «du retrait total de l'autorité parentale prononcé» contre l'autre.

本条は，親権の取上げの場合に，子を保護するためにとるべき措置について規定する。

本条1項は，他の親が死亡したまたはその者が親権の行使を失っている場合につき，裁判所がとるべき措置を規定する。

また，本条2項は，他の親が生存し，親権を行使しうる場合について規定する。この場合には，子が親権を取り上げられた父母の一方と同居することもあり，子にとって危険な状態が生じることが懸念される。そこで，このような場合にも裁判所が前者の場合と同一の措置をとることができることにしたのである。

第381条 ①第378条及び第378条の1に規定される原因の一つによって（1996年7月5日の法律第604号）《親権の全面的取上げ》又は権利の取上

げの対象となった父母は、申請によって、新たな状況を証明して、その者が剥奪された権利の全部又は一部をその者に回復すること（の判決）を大審裁判所から得ることができる。

②回復の請求は、(1996年7月5日の法律第604号)《親権の全面的又は部分的取上げ》を言い渡す判決が確定した後早くとも1年が経過しなければ、提起されえない。棄却の場合には、回復の請求は、1年の新たな期間の後でなければ、更新されえない。いかなる請求も、申請の提出前に子が養子縁組のために託置されたときには、受理されえない。

③回復が認められる場合には、検察官は、必要があれば育成扶助の措置を申請する。

Art. 381 Les père et mère qui ont fait l'objet (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «d'un retrait total de l'autorité parentale» ou d'un retrait de droits pour l'une des causes prévues aux articles 378 et 378-1, pourront, par requête, obtenir du tribunal de grande instance, en justifiant de circonstances nouvelles, que leur soient restitués, en tout ou partie, les droits dont ils avaient été privés.

La demande en restitution ne pourra être formée qu'un an au plus tôt après que le jugement prononçant (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «le retrait total ou partiel de l'autorité parentale» est devenu irrévocable; en cas de rejet, elle ne pourra être renouvelée qu'après une nouvelle période d'un an. Aucune demande ne sera recevable lorsque, avant le dépôt de la requête, l'enfant aura été placé en vue de l'adoption.

Si la restitution est accordée, le ministère public requerra, le cas échéant, des mesures d'assistance éducative.

本条は、親権の取上げが暫定的性質を有し、親権を取り上げられた親権者も一定の場合に親権の回復 (restitution) を認められることを規定する。親権の回復が認められるのは、次の3つの要件が充たされる場合である。第1に、新たな状況が存在すること (1項)、第2に、子が養子縁組されていないまたは養子縁組のために託置されていないこと (2項)、第3に、取上げの判決が確定してから1年以上が経過したこと (2項) である。

本条3項は、回復が認められる場合に、検察官が必要あれば育成扶助（⇒375条以下）の措置を申請することを規定する。回復が認められる場合でも、子の利益の観点から、親権者にいかなるコントロールをも受けさせないことが好ましくないようなケースに対応するための規定である。

親権の全面的回復も、部分的な回復も可能である。実際には、後者の方（後に拡大される）が多いようである。

第2節 子の財産に関する親権 (De l'autorité parentale relativement aux biens de l'enfant)

第1節には、「子の身上に関する親権」についての規定が置かれていたのに対して、本節には、「子の財産に関する親権」についての規定が置かれる。親権は、子の財産に関しては、財産管理権および収益権として現れる（⇒382条）。

親権者に帰属する法定管理（権）(administration légale)は、父母が親権を共同で行使する場合には、いわゆる「単純法定管理」(administration légale pure et simple)である（⇒383条、389条の1）。これに対して、父母の一方が死亡した場合、親権の行使を奪われている場合などには、「司法的監督下に置かれる法定管理」(administration légale sous contrôle judiciaire)（⇒383条、389条の2）となる。法定管理については、民法典第1編第10章「未成年及び未成年解放」第1節「未成年」第1款「法定管理」の規定参照。

法定収益（権）については、その帰属者（⇒383条2項）、法定収益権に伴う負担（⇒385条）、消滅原因（⇒384条）などが規定される。

第382条 父母は、以下の区別に従って、それらの子の財産の管理及び収益を有する。

Art. 382 Les père et mère ont, sous les distinctions qui suivent, l'administration et la jouissance des biens de leur enfant.

本条は、父母が子の財産についての管理・収益（権）を有することを規定する。

第383条 (1985年12月23日の法律第1372号) ①法定管理は、父母が親権を共同で行使する場合には、父母によって共同で行使される。その他の場合には、前節の規定に従って、あるいは父によって、あるいは母によって、裁判官の監督のもとに行使される。

②法定収益は、法定管理に結合する。法定収益は、あるいは両親共同に、あるいは管理の任に当たる父母の一方に属する。

Art. 383 (*L. n° 85-1372 du 23 déc. 1985*) L'administration légale est exercée conjointement par le père et la mère lorsqu'ils exercent en commun l'autorité parentale et, dans les autres cas, sous le contrôle du juge, soit par le père, soit par la mère, selon les dispositions du chapitre précédent.

La jouissance légale est attachée à l'administration légale: elle appartient soit aux deux parents conjointement, soit à celui des père et mère qui a la charge de l'administration.

[一] 本条1項は、法定管理(権)(*administration légale*)について規定する。1970年6月4日の法律による旧383条1項は、「法定管理は、第389条の1の場合には、母の協力を得て父によって行使される。その他の場合には、……(以下は現行規定と同じ)……」と規定していた(「第389条の1の場合」とは、「未成年者が嫡出子であり、その親が離婚も別居もしないで生存し、かつ第373条に定める場合の一つにないとき」である)。しかし、この規定が父母平等の理念に反することは明らかである。そこで、1985年12月23日の法律が、現行規定のように改正を行った(389条の1も同法によって改正された)。

なお、民法典第10章第1節「未成年」第1款「法定管理」には、法定管理に関する次のような規定がある。

「親権が両親によって共同で行使される場合には、両親が法定管理権者である。その他の場合には、法定管理は、両親のうち親権を行使する者に属する」(389条)。

「法定管理は、両親が親権を共同で行使する場合には、単純(*pure et simple*)である」(389条の1)。

「両親の一方若しくは他方が死亡し、又は親権の行使を奪われているときに
140(614) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

は、法定管理は、後見裁判官の監督のもとに置かれる。親権の一方的行使の場合も、同様である」(389条の2)。

[二] 本条2項は、法定収益(権)(*jouissance légale*)につき、それが法定管理と結合していることなどを規定する。法定収益(権)とは、法律によって、父母またはその一方に与えられる子の財産から生じる収益を処分する権限である。親権者に法定収益権を認めることには古くから批判があり、この法定収益権の規定は廃止すべきであるとの主張が根強い。

第384条 収益の権利は、(以下の場合に)終了する。

- 一 子が満(1974年7月5日の法律第631号)《16歳》になったとき、又はそれ以前であっても子が婚姻を締結したとき。
- 二 親権を終了させる原因、さらに特に法定管理を終了させる原因によって。
- 三 すべての用益権の消滅をもたらす原因によって。

Art. 384 Le droit de jouissance cesse :

1° Dès que l'enfant a (*L. n° 74-631 du 5 juill. 1974*) «seize ans» accomplis, ou même plus tôt quand il contracte mariage ;

2° Par les causes qui mettent fin à l'autorité parentale, ou même plus spécialement par celles qui mettent fin à l'administration légale ;

3° Par les causes qui emportent l'extinction de tout usufruit.

本条は、法定収益権の消滅原因を規定する。

本条1号に規定されるのは、法定収益権に固有の消滅原因である。1974年7月5日の法律によって、成年年齢が従来 of 満21歳から18歳に引き下げられた(388条参照)ことに伴い、本条も満18歳から16歳に引き下げられた。なお、本号は婚姻を消滅原因と規定するが、2号の規定で十分であり、ここで規定する必要はないとの指摘がある。

本条2号に規定されるのは、親権(法定管理)の終了に伴う法定収益権の消滅原因である。たとえば、子の死亡、親権を終了させる親権の全面的取上げ(⇒378条以下)、法定管理を終了させる後見の開始(391条参照)などである。

本条3号は、法定収益権が一種の用益権 (usufruit) であるところから、一般用益権の消滅原因 (用益権の濫用など) によっても法定収益権は消滅すると規定する。

第385条 この収益の負担は、(以下のとおりである)。

- 一 一般に用益権者が負う負担。
- 二 子の資産にしたがった、子の食料の供給、養育及び教育。
- 三 収入から支払われるべきものであった限りにおいて、子によって受け取られた相続財産に課せられた負債。

Art. 385 Les charges de cette jouissance sont :

- 1° Celles auxquelles sont tenus en général les usufruitiers ;
- 2° La nourriture, l'entretien et l'éducation de l'enfant, selon sa fortune ;
- 3° Les dettes grevant la succession recueillie par l'enfant, en tant qu'elles auraient dû être acquittées sur les revenus.

本条は、法定収益権に伴う負担を列挙する。たとえば、子に帰属する不動産の維持・管理費は、第1号の負担に該当する。葬儀費用は、第3号の負担となると解される。なお、本条2号によれば、子に資産があり法定収益権が発生する場合には、子の養育・教育の程度は、子の資産を基準として定められることになる。

第386条 この収益は、未成年者に帰属するに至った財産の公署又は私署の財産目録を作成することを怠った生存配偶者のためには生じない。

Art. 386 Cette jouissance n'aura pas lieu au profit de l'époux survivant qui aurait omis de faire inventaire, authentique ou sous seing privé, des biens échus au mineur.

本条は、夫婦の一方が死亡した場合に、子に帰属するに至った財産の財産目録を作成することを怠った生存配偶者には法定収益権は発生しないことを規定する。

第387条 法定収益は、子はその労働によって取得することがある財産にも、父母が収益しないことを明示の条件として子に贈与又は遺贈される財産にも及ばない。

Art. 387 La jouissance légale ne s'étend pas aux biens que l'enfant peut acquérir par son travail, ni à ceux qui lui sont donnés ou légués sous la condition expresse que les père et mère n'en jouiront pas.

本条は、法定収益権の及ばない子の財産について規定する。法定収益権は原則として子のすべての財産に及ぶが、その例外が規定されている。本条に規定される場合のほか、子の父または母が相続欠格となり、代襲相続で子が得た財産についても（その父または母の）法定収益権が及ばないことについては、729条の1参照。

フランス親権法に関する邦文献（1970年以降に発表されたものに限定）
 仁平先麿「フランス法における親権解除」法学4巻1号（1979年）、同「フランス法における親権者の法定収益権」法学5巻2号（1980年）、田中通裕「フランスにおける訪問権（droit de visite）—その権利主体の範囲と法的性質をめぐって—」関学32巻1号（1981年）、同『親権法の歴史と課題』（信山社、1993年）、同「フランスの親権法」民商136巻4＝5号（2007年）、山脇貞司「訪問権（droit de visite）に関する若干の考察」静法31巻1＝2号（1982年）、同「フランスの育成扶助（assistance éducative）制度」ケ研203号（1985年）、石川良雄「フランス判例における訪問権について」家月40巻4号（1988年）、滝沢肆代「親権の共同行使—1987年7月22日の法律第570号」日仏16号（1989年）、山田美枝子「フランス親権法の改正—離婚後の親権共同行使の法認—」法学政治学論究〔慶応義塾大学大学院法学研究科〕6号（1990年）、同「1993年1月8日の法律第22号によるフランス家族法の改正—離婚後の親権共同行使の原則化、自然子の両親の親権共同行使の自動化、家族事件裁判官の創設、裁判上の子の聴聞及び子の利益の保護—」法学政治学論究20号（1994年）、同「日本法における離婚後の単独親権とフランス法における親権共同行使—フランスの1987年7月22日法及び1993年1月8日法の改正を中心とする比較法的考察—」大妻女子大学紀要〔文系〕27号（1995年）、同「フランスにおける訪問権」比較67号（2006年）、丸山茂「フランスにおける「子どもの権利条約」（1）」神奈27巻2＝3号（1992年）、小野義美「フランス革命期法における親権制度改革」熊法74号（1992年）、大村敦志「親権の行使—兄弟姉妹の絆の維持に関する1996年12月30日の法律第1238号」日仏22号（1999年）、中村絃一＝色川豪一「フランス親権法の改正—親権に関する2002年3月4日の法律第305号—」比較法学〔早稲田大学〕37巻1号（2003年）、中川忠晃「親権に関する2002年3月4日の法律第305号」日仏23号（2004年）、坂野剛崇「フランス共和国における離婚に伴う

子の監護を巡る事項の審理及び調査の実情」家月57巻9号（2005年）、栗林佳代「フランスの訪問権に関する法改正についての考察—子の利益を視点として」佐賀大学経済論集39巻6号（2007年）、同『子の利益のための面会交流 フランス訪問権論の視点から』（法律文化社、2011年）、同「フランスの親権法」戸時694号（2013年）、同「フランスの親権法」比較75号（2013年）、同「フランス」床谷文雄・本山敦編『親権法の比較研究』（日本評論社、2014年）、同「継親子関係をめぐる諸問題—フランス法との比較から」法時86巻6号（2014年）、力丸祥子「離婚後の子の居所に関するフランスの交替居所（résidence alternée）制度について」比較法雑誌141号（2007年）、白須真理子「フランスにおける親権の第三者への委譲（1）（2）（3・完）」阪法60巻1・2・3号（2010年）、同「フランス親権委譲制度からみる再構成家族」家族＜社会と法＞29号（2013年）、同「第三者による子の養育と親権—フランス法からの考察」私法77号（2015年）、久保野恵美子「親権に関する外国法資料（1）—フランス法、イギリス法」大村敦志・河上正二・窪田充見・水野紀子編『比較家族法研究 離婚・親子・親権を中心に』（商事法務、2012年）など。

[訂正]

本稿には以下のような誤りがありました。お詫びのうえ訂正させていただきます。

- ①本稿（5）本誌62巻4号191頁3行目
（誤）2006年6月23日の法律第728号⇒（正）1999年11月15日の法律第944号
- ②本稿（8）本誌63巻4号157頁3行目（条文訳）、本稿（9）本誌64巻1号118頁11行目（条文訳）
（誤）コンセーユ・デタ⇒（正）コンセイユ・デタ
- ③本稿（14）本誌65巻3号249頁364条の解説1行目
（誤）単純養子縁組とは異なり⇒（正）完全養子縁組とは異なり

[完]